

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月8日

【会社名】 川田工業株式会社

【英訳名】 KAWADA INDUSTRIES, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川田 忠 裕

【本店の所在の場所】 富山県南砺市苗島4610番地

【電話番号】 (0763)22 2101(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 高橋 秀 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都北区滝野川1丁目3番11号

【電話番号】 (03)3915 4321(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 高橋 秀 夫

【縦覧に供する場所】 川田工業株式会社東京本社
(東京都北区滝野川1丁目3番11号)

川田工業株式会社大阪支社
(大阪市西区北堀江1丁目22番19号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成20年9月8日開催の取締役会において、株式移転により完全親会社「川田テクノロジーズ株式会社」を設立することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

1. 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合の当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

当該株式移転につきましては、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、当該他の株式移転完全子会社となる会社はありません。

2. 当該株式移転の目的

当社グループは鋼製橋梁、PC橋梁、建築鉄骨、一般建築・システム建築、土木建設関連ソフトウェア開発などを主たる事業として経営してまいりました。当社が鋼製構造物と建築分野を担い、子会社各社がPC構造物、橋梁保全補修、ソフトウェア開発分野の事業を行うことで、社会生活基盤の一端を支える体制をとっています。また、当社はヒューマノイドロボットの開発を始めとしたロボティクス技術に挑戦しています。

しかしながら当社グループを取り巻く経営環境は、公共事業投資の縮減や民間市場における設備投資の抑制基調などにより、今後も厳しい環境が続くものと考えています。

このような経営環境下において、グループ経営の効率化を図るために、平成19年2月には川田建設(株)を当社の完全子会社化し、平成20年2月には(株)橋梁メンテナンスの補修事業部門を吸収分割により川田建設(株)に承継するなど、経営効率の向上に努めてまいりました。

このような経緯の中で、今後、当社グループが更なる成長・発展を遂げるためには、グループ全体最適を追求し、企業価値を最大化できる経営体制を構築することが不可欠であると判断し、「川田テクノロジーズ株式会社」を設立することにより、グループ経営に重点を置いた持株会社体制に移行することといたしました。

当社グループは、持株会社体制のもと、経営の公正性・透明性を確保すること、経営と事業を分離することでコーポレートガバナンスの徹底と経営の迅速化を図ること、グループ内の事業再編・共通業務の統合・グループ外との柔軟な業務提携を推進することなどにより、グループ全体の競争力の強化と収益力の向上に努めることが、企業価値の向上に資するものと考えています。

3. 当該株式移転の方法、当社の株式一株に割り当てられる株式移転設立完全親会社の株式の数および当該株式移転計画の内容

(1) 当該株式移転の方法

会社法第772条第1項に定める株式移転の方法によります。

(2) 当社の株式一株に割り当てられる株式移転設立完全親会社の株式の数

	川田テクノロジーズ株式会社 (完全親会社)	川田工業株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	0.1

株式の割当比率

川田工業株式会社の普通株式1株に対して新たに設立する川田テクノロジーズ株式会社の普通株式0.1株を割当交付いたします。

単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株とします。

(3) 当該株式移転計画の内容

株式移転の日程

株式移転決議取締役会	平成20年9月8日
株主総会基準日公告	平成20年9月9日
株主総会基準日	平成20年9月30日(予定)
株式移転承認株主総会	平成20年11月28日(予定)
上場廃止日	平成21年2月23日(予定)
新会社設立登記日(効力発生日)	平成21年2月27日(予定)
新会社上場日	平成21年2月27日(予定)

株式移転計画書

株式移転計画は以下の通りであります。

株式移転計画書

川田工業株式会社（以下「当会社」という）は、株式移転により株式移転設立完全親会社、川田テクノロジーズ株式会社（以下「甲」という）を設立するため、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という）を作成する。

第1条（目的）

当会社は、株式移転により甲を設立し、その完全子会社となる。

第2条（甲の定款記載事項）

甲の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙「川田テクノロジーズ株式会社 定款」に記載のとおりとする。

第3条（甲の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称）

甲の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 設立時取締役 | 川田 忠裕
多田 勝彦
渡邊 敏
金井 洋
川田 忠樹 |
| (2) 設立時監査役 | 江面 一己
犬島伸一郎
井村 健輔 |
| (3) 設立時会計監査人 | 永昌監査法人 |

第4条（株式移転に際して発行する株式および割当て）

1. 甲は、株式移転に際して、当会社の株主に対して、その有する当会社の普通株式に代わり、甲の成立の日（第6条に定義する。以下同じ）の前日最終の時点における当会社の発行済株式数の総数に0.1を乗じて得た数（但し、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる）の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、株式移転に際して、前項の甲の普通株式を、甲の成立の日の前日最終の当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載又は記録された株主に対して、その有する当会社の普通株式1株につき、甲の普通株式0.1株を割当てる。

第5条（甲の資本金および準備金の額）

甲の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 資本金の額 | 5,000,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 7,001,282,164円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |

第6条（甲の成立の日）

甲の設立の登記をすべき日は、平成21年2月27日とする。但し、株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第7条（本計画の効力）

本計画は、株主総会の承認が得られない場合には、その効力を失うものとする。

上記計画書の作成を証するため、次に記名・押印する。
平成20年9月8日

富山県南砺市苗島4610番地
川田工業株式会社
代表取締役 川田 忠裕

4. 株式移転比率の算定根拠

(1) 株式移転比率の算定根拠

本株式移転におきましては、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであります。その中で、株式移転時の当社の株主構成と川田テクノロジーズ株式会社の株主構成に変化は生じないことから1：1の株式移転比率を検討していましたが、1単元を100株とする投資単位の水準と

現行の1株当たりの株価水準を勘案し、川田テクノロジーズ株式会社成立日の前日最終の当社株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載又は記録された株主に対して、その有する当社の普通株式1株につき、普通株式0.1株を割り当てることとしました。なお、1株に満たない割当株式につきましては、端数の合計数に相当する数の株式を買取による方法で処理する予定であります。

(2) 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記(1)の理由により、第三者機関による算定は行いません。

5. 当該株式移転後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	川田テクノロジーズ株式会社
(2) 本店所在地	富山県南砺市苗島4610番地
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 川田忠裕
(4) 資本金の額	5,000百万円
(5) 純資産の額	12,001百万円
(6) 総資産の額	12,001百万円
(7) 事業内容	傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務